

広域情報：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置

令和3年5月7日

【ポイント】

- 5月7日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000776908.pdf>)

- 日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【本文】

5月7日、以下のとおり、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本措置の主な点は以下のとおりです。

- 1 インド、パキスタン及びネパールからのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求められることとなりました。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求められます。上記措置は、本年5月10日午前0時から開始されます。
- 2 また、感染症危険情報レベル3対象国・地域については渡航中止勧告を出しているところであり、特にインド、パキスタン及びネパールへの短期渡航、とりわけ日本への再入国又は帰国を前提とする短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請します。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）